

司法書士法人小保内事務所 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立し、その能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境を整備するため、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

●1. 計画期間

令和7年（2025年）7月1日～令和10年（2028年）6月30日（3年間）

●2. 目標1

育児休業を希望する職員が安心して育児休業を取得し、円滑に職場復帰できる環境を整備する。

<取組内容>

- ・育児休業制度、育児休業給付、社会保険料免除等について職員への周知を行う。
- ・妊娠・出産の申出があった職員に対し、育児休業の取得及び復職に向けた個別の説明・面談を実施する。
- ・育児休業中の職員に対し、必要に応じて職場や業務に関する情報を提供する。
- ・復職前後に面談等を行い、勤務時間、業務内容その他仕事と育児の両立に必要な事項を確認する。

<実施時期>

- ・令和7年7月～ 育児休業制度等の周知及び対象職員への個別説明・面談を実施
- ・令和7年7月～ 育児休業中の職員への必要な情報提供を実施
- ・令和8年5月～ 復職した職員の勤務状況を確認し、必要に応じて業務量や勤務体制の見直しを実施

●3. 目標2

育児休業等を取得する職員がいる場合にも業務を円滑に継続できるよう、業務の共有化及び代替体制を整備する。

<取組内容>

- ・育児休業等の取得に備え、業務分担の見直し及び業務の共有を進める。
- ・業務のマニュアル化を進め、特定の職員に業務が集中しない体制を整える。
- ・育児休業等を取得する職員がいる場合には、業務の状況に応じて代替要員の確保等を行い、周囲の職員の負担軽減を図る。

<実施時期>

- ・令和7年7月～ 業務分担の見直し、業務の共有及び必要に応じた代替体制の整備を実施
- ・令和7年10月～ 業務のマニュアル化・共有化を順次実施
- ・令和8年5月～ 復職後の業務体制を確認し、必要に応じて業務分担や代替体制を見直す